

総務委員会資料
[総務部]
令和6年12月12日・13日

《条例案》

第 155 号議案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例【総務課】	1
第 157 号議案	島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例【税務課】	2
第 158 号議案	島根県核燃料税条例【税務課】	3

《一般事件案》

第 174 号議案	当せん金付証票の発売について【財政課】	5
-----------	---------------------	---

《予算案》

【11月25日上程分】

第 146 号議案	令和6年度島根県一般会計補正予算(第7号)〈関係分〉	歳入	【財政課】	6
		歳出(総務部)	【総務課】	7

【12月10日上程分】

第 181 号議案	令和6年度島根県一般会計補正予算(第8号)〈関係分〉	歳入	【財政課】	9
-----------	----------------------------	----	-------	---

《報告事項》

1. 新庁舎の名称等について【管財課】	10
2. 生成AIの本格導入について【情報システム推進課】	11

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

島根県吏員恩給条例など、23条例の規定中「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

3 施行期日

令和7年6月1日から施行する。

〈参考〉

法改正の概要

刑法等の一部を改正する法律（令和4年6月17日公布、令和7年6月1日施行）により、受刑者を拘置し、刑務作業を義務付ける「懲役」及び拘置のみを行う「禁錮」が廃止され、刑務作業と指導を適切に組み合わせて柔軟な処遇を可能とする「拘禁刑」が創設されることとなった。

島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

現行の島根県水と緑の森づくり税条例は、個人にあっては令和 6 年度分をもって、法人にあっては令和 7 年 3 月 31 日をもって課税の適用期間が終了することから、それぞれ 5 年間延長するため、所要の改正をする必要がある。

2 条例の概要

趣 旨	すべての県民が等しく享受している公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、水と緑の森づくりに関する施策に要する費用に充てるため
課税方式	個人の県民税及び法人の県民税の均等割の超過課税方式
納税義務者	○個人：毎年 1 月 1 日現在で県内に住所などがある個人 ○法人：県内に事務所、寮、宿泊所などがある法人
税 率 (超過部分)	○個人：年 500 円（県民税の均等割額年 1,000 円に 500 円を加算） ○法人：均等割額の 5 % 相当額（資本金の額により 1 千円～4 万円）
税収の管理	各年度の税収から市町村へ交付する徴収取扱費を控除した額を「島根県水と緑の森づくり基金」に繰り入れ、水と緑の森づくりに関する施策に要する経費に充当
使 途	○県民参加・生活環境を守る森づくり ○森と木を未来につなぐ取組 ○森づくりの情報発信
適用期間 (現行)	○個人：平成 17 年度から令和 6 年度までの各年度分の均等割 ○法人：平成 17 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度等の均等割

3 改正の内容

超過課税の適用期間を 5 年間延長する。

個人	令和 6 年度まで	→	令和 11 年度まで
法人	令和 7 年 3 月 31 日まで	→	令和 12 年 3 月 31 日まで

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

5 税収見込

令和 7 年度～令和 11 年度 約 10 億円（単年度 約 2 億円）

島根県核燃料税条例

1 制定の理由

原子力発電所の立地に伴う財政需要に対処するため、法定外普通税（地方税法第4条第3項）を課することとし、島根県核燃料税条例を制定する。

2 条例の概要

核燃料税条例は、原子力発電所の立地に伴う防災対策等の財源に充てるため、昭和54年度に創設され、以降5年ごとに条例が制定されてきた。

今回は、令和7年3月31日をもって終了する現行条例に代わって、新たに5年間の適用期間とする条例を制定するもの。

納税義務者	発電用原子炉の設置者
課税客体	1. 価額割 発電用原子炉への核燃料の挿入 2. 出力割 発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業
課税標準	1. 価額割 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 2. 出力割 発電用原子炉の熱出力（※注） （※注）熱出力＝燃料から単位時間当たりに生ずる最大熱エネルギー量 1号機：約1,380kW 2号機：約2,436kW
税率	1 7%相当（価額割：出力割＝1：1） 1. 価額割 8.5% （発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合は17%） 2. 出力割 42,700円／kW／課税期間（3ヶ月） （廃止措置計画の認可を受けた原子炉の場合は63,000円／kW）
徴収方法	申告納付
適用期間	5年間（令和7年4月1日から令和12年3月31日）

3 施行期日

総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内で規則で定める日
（令和7年4月1日の予定）

4 税収見込

次期期間（R7～R11） 約56億円

電 立 第 2 号
2024年11月15日

島根県議会
議長 中島 謙二 様

中国電力株式会社
代表取締役
社長執行役員 中川 賢剛



「核燃料税」の新設に関する意見書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当社の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年11月8日付け島議第254号によりご依頼のありました、地方税法第259条第2項に基づく意見について、本書のとおり回答いたします。

今回の核燃料税条例の新設は、前期と同等の内容ではありますが、これに税外の負担も重なることを踏まえれば、小売・卸の競争激化、為替や燃料・卸電力市場価格の変動による業績への影響は依然として大きく、安定的な利益獲得と財務基盤の回復に向けて厳しい事業環境にある当社にとって、大変重いものと受け止めております。

しかしながら、島根県におかれましては、各種原子力防災対策等の充実に取り組んでいただいております、引き続き同対策等に係る財政需要が継続する見通しであること等を勘案し、核燃料税条例の新設に同意いたします。

なお、今後、本税他の当社由来税収の増加、廃止措置の進捗や使用済燃料の搬出等の状況変化が生じた場合、廃止炉への課税のあり方等、制度を見直していただくようお願いいたします。

敬具

【 第 174 号議案 】

第 174 号議案

当せん金付証券の発売について

令和7年度において、次のとおり当せん金付証券を発売するものとする。

記

発 売 総 金 額 5, 500, 000, 000円以内

＜ 説 明 ＞

宝くじ（当せん金付証券）は、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、発売団体の議会が議決した範囲内で、総務大臣の許可を受けて発売することとなっており、令和7年度において島根県が宝くじを発売するため、発売総金額の議決が必要である。

なお、総務大臣の許可は、全国自治宝くじ事務協議会で取りまとめのうえ、一括、申請することとなっている。

（発売総金額と発売実績）

（単位：百万円）

年度	発売総金額	発売実績
R7	5,500	-
R6	5,500	-
R5	5,500	4,739
R4	5,500	4,781
R3	5,500	4,450
R2	5,500	4,435
R元	5,500	4,147

令和6年度11月一般会計補正予算(第7号分) 歳入科目別内訳一覧表

(単位:千円)

区 分	R6年度			R5年度	対前年度伸び率	主な補正項目
	現 計	11月補正 (7号)	計 (A)	11月現計(B)	(A)÷(B)	
1. 県 税	80,535,567		80,535,567	73,959,690	8.9%	
2. 地方消費税清算金	32,109,792		32,109,792	33,858,952	▲ 5.2%	
3. 地方譲与税	14,533,000		14,533,000	13,941,000	4.2%	
4. 地方特例交付金	2,245,946		2,245,946	359,000	525.6%	
5. 地方交付税	181,613,974		181,613,974	185,005,167	▲ 1.8%	
〃 (含臨時財政対策債)	(182,207,974)		(182,207,974)	(187,169,167)	(▲ 2.7%)	
6. 交通安全対策特別交付金	170,000		170,000	179,000	▲ 5.0%	
7. 分担金及び負担金	1,756,804		1,756,804	2,219,737	▲ 20.9%	
8. 使用料及び手数料	4,142,994		4,142,994	4,151,252	▲ 0.2%	
9. 国庫支出金	76,303,591	339,262	76,642,853	116,730,656	▲ 34.3%	家畜保健衛生費負担金 171,000 介護テクノロジー定着支援事業費補助金 168,262
10. 財産収入	1,635,201		1,635,201	1,628,836	0.4%	
11. 寄附金	76,904		76,904	97,479	▲ 21.1%	
12. 繰入金	19,319,795		19,319,795	17,344,822	11.4%	
13. 繰越金	15,624,691	289,066	15,913,757	19,229,829	▲ 17.2%	
14. 諸収入	13,268,480		13,268,480	12,929,091	2.6%	
15. 県債	42,448,000		42,448,000	49,399,100	▲ 14.1%	
〃 (除臨時財政対策債)	(41,854,000)		(41,854,000)	(47,235,100)	(▲ 11.4%)	
合 計	485,784,739	628,328	486,413,067	531,033,611	▲ 8.4%	

令和6年度島根県一般会計補正予算（第7号）〈関係分〉

歳出総括表〔総務部〕

一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
総務課	6,469,428	0	6,469,428
人事課	4,606,648	0	4,606,648
財政課	70,854,510	0	70,854,510
税務課	41,075,572	0	41,075,572
管財課	7,125,631	0	7,125,631
営繕課	347,236	0	347,236
情報システム推進課	2,812,601	0	2,812,601
総務事務センター	1,033,139	0	1,033,139
合計	134,324,765	0	134,324,765

特別会計

(単位：千円)

課名	会計名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
財政課	公債管理特別会計	104,315,357	0	104,315,357
税務課	証紙特別会計	865,508	0	865,508
総務事務センター	総務事務集中処理特別会計	11,845,879	0	11,845,879

債務負担行為補正

〔一般会計：変更分〕

事業名	期間	限度額 (千円)	概 要
管財課			
1 県営建物維持修繕費	令和6年度から 令和7年度まで	1,888,553 (1,656,553)	いわみーる（本館）外壁改修 0千円 → 150,000千円 (+150,000千円) 浜田合同庁舎（本館）制御盤等更新 0千円 → 82,000千円 (+82,000千円)

※「限度額」欄の括弧書きは、補正前の限度額

令和6年度11月一般会計補正予算(12/10提案分) 歳入科目別内訳一覧表

(単位:千円)

区 分	R6年度		計 (A)	R5年度	対前年度伸び率 (A)÷(B)	主な補正項目
	補正前の額	11月補正 (8号)		11月現計(B)		
1. 県 税	80,535,567		80,535,567	73,959,690	8.9%	
2. 地方消費税清算金	32,109,792		32,109,792	33,858,952	▲ 5.2%	
3. 地方譲与税	14,533,000		14,533,000	13,941,000	4.2%	
4. 地方特例交付金	2,245,946		2,245,946	359,000	525.6%	
5. 地方交付税	181,613,974		181,613,974	185,005,167	▲ 1.8%	
" (含臨時財政対策債)	(182,207,974)		(182,207,974)	(187,169,167)	(▲ 2.7%)	
6. 交通安全対策特別交付金	170,000		170,000	179,000	▲ 5.0%	
7. 分担金及び負担金	1,756,804	426,476	2,183,280	2,219,737	▲ 1.6%	公共事業関係
8. 使用料及び手数料	4,142,994		4,142,994	4,151,252	▲ 0.2%	
9. 国庫支出金	76,642,853	9,807,219	86,450,072	116,730,656	▲ 25.9%	公共事業関係 9,254,719 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 552,500
10. 財産収入	1,635,201		1,635,201	1,628,836	0.4%	
11. 寄附金	76,904		76,904	97,479	▲ 21.1%	
12. 繰入金	19,319,795		19,319,795	17,344,822	11.4%	
13. 繰越金	15,913,757	5,477	15,919,234	19,229,829	▲ 17.2%	
14. 諸収入	13,268,480		13,268,480	12,929,091	2.6%	
15. 県 債	42,448,000	7,764,600	50,212,600	49,399,100	1.6%	公共事業関係
" (除臨時財政対策債)	(41,854,000)	(7,764,600)	(49,618,600)	(47,235,100)	(5.0%)	
合 計	486,413,067	18,003,772	504,416,839	531,033,611	▲ 5.0%	

新庁舎の名称等について

1 庁舎の名称

(仮称) 第四分庁舎としていた新庁舎の名称は「黒田庁舎」

〔 県民にも場所がわかりやすく、親しみを感じていただけるよう
所在地の地名を冠する 〕

2 整備工事の進捗状況

当初計画のとおり令和7年2月に竣工、同年4月から供用開始の
予定（令和6年11月末時点の建築工事の進捗率 61.6%）

3 その他

島根県庁舎等管理規則は3月に改正予定

< 参考（建物概要） >

- ・ 住 所：松江市黒田町488-2（敷地の北側一部、松江市春日町574）
- ・ 構 造：軽量鉄骨造2階建て
- ・ 延べ面積：1,500㎡
- ・ 完成予定：令和7年2月
- ・ 完成イメージ



生成 AI の本格導入について

1. 経緯と現状

令和5年6月14日から試行利用を開始し、令和6年11月末時点で25所属が無料の生成 AI を利用中

令和6年9月に2ヶ月以上利用中の16所属へアンケートを実施したところ、多くの用途で業務に有効との回答があるとともに、すべての所属が今後も利用したいと回答

【業務に有効な用途の例】

- 新規事業のアイデア出し・戦略検討
- 参考書籍や論文等の要約・翻訳
- 難しい単語の解説や専門用語の解釈などの情報収集・整理
- Excel の数式作成、プログラミング支援

2. 課題

無料の生成 AI を利用しているため、現在次のような課題がある。

- ・生成 AI に入力情報を学習されることによる情報漏洩の恐れ
- ・生成 AI の性能が低いか、性能が高くても利用回数の制限がある
- ・利用実態を把握・管理できない

3. 解決策

前記課題への解決策として、次の機能を持った有料の生成 AI 利用サービスを調達して生成 AI の利用環境を整備し、これまでの試行から本格導入へ移行する。

- ・入力情報が確実に生成 AI に学習されることのない環境から利用できる
- ・利用回数の制限なく利用できる
- ・利用者別の利用内容や利用時間などが分析できる

なお、入力情報が学習されない場合でも、生成 AI のサーバに入力情報に関するログが一定期間残るため、引き続き重要情報は入力しない。

4. スケジュール

- 12月 : 導入作業（設定作業、利用ガイドライン作成等）
- 1月 : 運用開始